

第1期中期目標期間の教育研究の状況の 評価結果の確定に関するQ & A

Ver2.0 2009.11.19

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

< 目 次 >

大学情報データベースの活用について

- 問1 大学情報データベースへの入力任意であったが、「評価結果の確定」においては、必ず入力しなければならないのか。 1

中期目標の達成状況評価について

(実施方針)

- 問2 「評価結果の確定」において、中期目標の達成状況評価をどのように実施するのか。 1

(大学情報データベース)

- 問3 「評価結果の確定」において、大学情報データベースのデータを用いて、どのように評価を実施するのか。 1

(「中期目標の達成状況報告書」)

- 問4 「平成16～19年度の評価結果（段階判定）を変えうるような顕著な変化」とは、どのような変化か。 2

- 問5 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」の作成にあたり、平成16～19年度の評価と同様に、「中期計画に記載されていない措置等」として新たな計画（措置）を追加することができるのか。また、小項目に係る中期計画の構成を変更することは可能か。 2

- 問6 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」の作成にあたり、平成16～19年度の評価の達成状況報告書に記載したウエイト付けを追加・修正することは可能か。 2

- 問7 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」の作成にあたり、「重点的に取り組む領域説明書」（Ⅲ表）や「研究業績説明書」（Ⅳ表）を作成する必要はあるか。 2

- 問8 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」の作成にあたり、「改善を要する点」として指摘された点についての改善状況と、当該「改善を要する点」に関連する「不十分」と判定された中期計画の実施状況の記載内容が重複する場合がある。内容が重複する場合、記載を省略することはできないのか。 3

学部・研究科等の現況分析について

(実施方針)

- 問9 「評価結果の確定」において、学部・研究科等の現況分析をどのように実施するのか。 3

(大学情報データベース)

問10 「評価結果の確定」において、大学情報データベースのデータを用いて、 3
どのように評価を実施するのか。

(「現況分析における顕著な変化についての説明書」)

問11 「平成16～19年度の評価結果(段階判定)を変えうるような顕著な変化」 4
とは、どのような変化か。

問12 現況分析において、平成16～19年度の評価結果を変えうるような顕著な 4
変化がない場合は、「『顕著な変化についての説明書』の提出は不要」とさ
れている。この場合、平成16～19年度の評価結果がそのまま確定されるとの
認識でよいか。そのまま確定されるのであれば、大学情報データベースへの
入力や「学部・研究科等の研究業績」の提出は不要か。

問13 「評価結果の確定」において、「質の向上度」で、平成20年度以降に質が 4
向上した取組があると判断する場合、「顕著な変化についての説明書」に新
たな事例として記載し、提出することができるか。

(「学部・研究科等の研究業績」)

問14 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を用いて、 5
どのように評価を実施するのか。

問15 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を作成する 5
にあたり、選定する業績を卓越した水準にある業績「SS」に限る理由は何か。

問16 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を作成する 5
にあたり、「SS」と判断する業績を記載することになっているが、どのよう
な基準で選定すればよいか。

問17 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」に記載でき 5
る業績数に上限はあるか。

問18 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を作成する 6
にあたり、「SS」に該当する業績がなかった場合はどうするのか。

問19 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を作成する 6
にあたり、平成19年度以前に公表された業績で、平成20年度及び21年度に
「SS」と判断できる根拠が得られた場合、例えば、著名な国際賞を受賞した
ものについて、提出することはできるか。

(「現況調査表」)

問20 平成21年4月に設置された学部・研究科等は、現況調査表を提出する際、
教育水準の分析項目Ⅳ「学業の成果」(観点4-1「学生が身に付けた学力や
資質・能力」、観点4-2「学業の成果に関する学生の評価」)について、記
載するのか。 6

問21 平成22年3月末時点で卒業(修了)生を出していない学部・研究科等は、
教育水準の分析項目Ⅴ「進路・就職の状況」(観点5-1「卒業(修了)後の
進路の状況」、観点5-2「関係者からの評価」)について、現況調査表に記
載するのか。 6

問22 平成22年3月にはじめて卒業(修了)生を出した学部・研究科等は、教育
水準の分析項目Ⅴ「進路・就職の状況」の観点5-2「関係者からの評価」につ
いて、現況調査表に記載するのか。 7

中期目標の達成状況評価と学部・研究科等の現況分析の関係について

問23 学部・研究科等の現況分析の結果が教育研究等の質の向上に係る中期目
標の達成状況評価にどのように反映されるのか。 7

2009.11.19 追加Q & A

学部・研究科等の現況分析について

(「学部・研究科等の研究業績」)

問17 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」に記載でき
る業績数に上限はあるか。(補足説明有り) 8

中期目標の達成状況評価について

(実施方針)

問24 平成16~19年度の評価の中期目標の達成状況評価において、小項目に関
連する中期計画が1つしかなく当該計画が「良好」と判定されている場合、
「積み上げ」方式によれば、小項目の段階判定は「非常に優れている」とな
るが、「良好」と判定されているのはなぜか。 8

(「中期目標の達成状況報告書」)

問25 「平成16~19年度の評価結果(段階判定)を変えうるような顕著な変化」
における「評価結果(段階判定)」とは、中期目標(小項目)、中期計画
のどちらの段階判定を指すのか。 8

問26 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」を作成す
るにあたり、「平成20年度及び21年度における実施状況」欄や「改善状
況」欄に、根拠資料として、簡単な表や図を含めてよいか。 9

学部・研究科等の現況分析について

(「現況分析における顕著な変化についての説明書」)

問27 「平成16～19年度の評価結果(段階判定)を変えうるような顕著な変化」・・・9
における「評価結果(段階判定)」とは、分析項目、観点のどちらの段階判定を指すのか。

問28 「評価結果の確定」において、「質の向上度」に係る「現況分析における顕著な変化についての説明書」を作成するにあたり、記載方法はどのようにすればよいか。

(「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価結果の確定に係る実施要項」P11)

問29 「評価結果の確定」において、「現況分析における顕著な変化についての説明書」を作成するにあたり、根拠資料を別添として提出することはできるか。

(「学部・研究科等の研究業績」)

問30 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を作成するにあたり、選定した研究業績をどのような順番で記載すればよいか。・・・10

中期目標の達成状況評価と学部・研究科等の現況分析の関係について

問31 問23において、学部・研究科等の現況分析の結果が、教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況評価に反映される条件として示されている「大きな乖離」とは何か。・・・10

その他

問32 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」及び「現況分析における顕著な変化についての説明書」を作成するにあたり、資料・データ番号や資料・データ名の記載方法は、「実施要項」に示されている例によらなければならないのか。また、これらは字数制限の文字数に含まれるのか。

(「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価結果の確定に係る実施要項」P6、7、8、10、11)

大学情報データベースの活用について

問1 大学情報データベースへの入力は一任であったが、「評価結果の確定」においては、必ず入力しなければならないのか。

答

大学情報データベースへの入力は当初一任でお願いしておりましたが、現在は、ほとんどすべての法人に入力していただいております。したがって、「評価結果の確定」においては、法人の評価作業の負担軽減の観点から、中期目標の達成状況評価と学部・研究科等の現況分析双方において、大学情報データベースのデータを活用することとしました。そのため、特に共通調査票については、すべての項目を入力していただくようお願いします。

データベースの共通調査票で入力いただけなかった項目については、必要に応じて、別途、提出していただくこともあります。

中期目標の達成状況評価について

(実施方針)

問2 「評価結果の確定」において、中期目標の達成状況評価をどのように実施するのか。

答

実施方法は、「平成16～19年度の評価結果を変更する必要性の確認」を基本とし、平成20年度及び21年度の実績で、法人が「平成16～19年度の評価結果を変えうるような顕著な変化があった」と判断した中期計画の進捗状況を確認する方法で行います。また、大学情報データベースのデータにより、関連する中期計画について顕著な変化の確認を行います。

項目ごとの達成状況の判断については、平成16～19年度の評価で実施した「積み上げ」方式を踏襲します。

また、平成16～19年度の評価において「改善を要する点」として指摘した事項について、その改善状況を確認します。

(大学情報データベース)

問3 「評価結果の確定」において、大学情報データベースのデータを用いて、どのように評価を実施するのか。

答

中期計画に関連する大学情報データベースのデータについて、平成19年度までのデータと平成20年度及び21年度のデータとを比較し、平成16～19年度の評価結果を変えうるような顕著な変化があったかという視点で確認を行います。

（「中期目標の達成状況報告書」）

問4 「平成16～19年度の評価結果（段階判定）を変えうるような顕著な変化」とは、どのような変化か。

答

「評価結果を変えうるような顕著な変化」とは、平成16～19年度の評価において、機構が中期計画の実施状況を判断する際に示している「判断の基準」（『評価作業マニュアル（平成20年4月）』P17）に照らして、平成16～19年度の段階判定を変更する必要があるような際立った中期計画の実施状況とその成果を意味しています。

「評価結果を変えうるような顕著な変化」の内容については、法人ごとに中期目標・中期計画や、平成19年度までの取組や成果の状況が異なることから、法人で判断してください。

問5 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」の作成にあたり、平成16～19年度の評価と同様に、「中期計画に記載されていない措置等」として新たな計画（措置）を追加することができるのか。また、小項目に係る中期計画の構成を変更することは可能か。

答

「評価結果の確定」では、「平成16～19年度の評価結果を変更する必要性の確認」を基本として実施することから、「中期計画に記載されていない措置等」を追加することはできません。また、小項目に係る中期計画の構成も変更することはできません。

問6 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」の作成にあたり、平成16～19年度の評価の達成状況報告書に記載したウエイト付けを追加・修正することは可能か。

答

中期目標・中期計画のウエイト付けは、平成16～19年度の評価の達成状況報告書に記載されており、機構では、既にその妥当性について、法人の中期目標・中期計画に即しているか否かという視点で判断しました。

「評価結果の確定」では、「平成16～19年度の評価結果を変更する必要性の確認」を基本として実施することから、ウエイト付けを追加・修正することはできません。

問7 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」の作成にあたり、「重点的に取り組む領域説明書」（Ⅲ表）や「研究業績説明書」（Ⅳ表）を作成する必要はあるか。

答

作成する必要はありません。

問8 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」の作成にあたり、「改善を要する点」として指摘された点についての改善状況と、当該「改善を要する点」に関連する「不十分」と判定された中期計画の実施状況の記載内容が重複する場合があります。内容が重複する場合、記載を省略することはできないのか。

答

記載を省略することはできません。「改善を要する点」として指摘した点の改善状況の記載については、その指摘した点についての改善状況を確認する必要があることから記載を求めるものであり、中期計画の実施状況の記載とは異なります。記載内容が重複する場合でも、それぞれに記載してください。

学部・研究科等の現況分析について

(実施方針)

問9 「評価結果の確定」において、学部・研究科等の現況分析をどのように実施するのか。

答

実施方法は、「平成16～19年度の評価結果を変更する必要性の確認」を基本とし、平成20年度及び21年度の実績で、法人が「平成16～19年度の評価結果を変えうるような顕著な変化があった」と判断した場合、関連資料を提出し、その内容を確認する方法で行います。また、大学情報データベースのデータにより、関連する分析項目について顕著な変化の確認を行います。

分析項目ごとの水準の判断及び質の向上度の判断については、平成16～19年度の評価で実施した方式を踏襲します。

平成20年度及び21年度に新たに設置された学部・研究科等を除き、現況調査表は求めないこととしています。

(大学情報データベース)

問10 「評価結果の確定」において、大学情報データベースのデータを用いて、どのように評価を実施するのか。

答

大学情報データベースの平成19年度までのデータと平成20年度及び21年度のデータを比較し、平成16～19年度の評価結果を変えうるような顕著な変化があったかという視点で確認します。その結果、評価結果を変えうるような顕著なデータの変化があったと判断される場合には、必要に応じて、法人へ書面で照会し確認します。その上で、評価結果を変更する必要があると判断される場合は、評価結果を変更します。

また、関連する分析項目で、法人から「現況分析における顕著な変化についての説明書」が提出されている場合は、その確認結果と合わせて、総合的に判断します。

（「現況分析における顕著な変化についての説明書」）

問11 「平成16～19年度の評価結果（段階判定）を変えうるような顕著な変化」とは、どのような変化か。

答

「評価結果を変えうるような顕著な変化」とは、平成16～19年度の評価において、機構が観点の段階判定を行う際に示している「観点の段階判定の区分表」（『評価作業マニュアル（平成20年4月）』P57）に照らして、平成16～19年度の段階判定を変更する必要があるような際立った変化を意味しています。

「評価結果を変えうるような顕著な変化」の内容については、学部・研究科等ごとに目的や想定する関係者の期待が異なることから、法人で判断してください。

問12 現況分析において、平成16～19年度の評価結果を変えうるような顕著な変化がない場合は、「『顕著な変化についての説明書』の提出は不要」とされている。この場合、平成16～19年度の評価結果がそのまま確定されるとの認識でよいか。そのまま確定されるのであれば、大学情報データベースへの入力や「学部・研究科等の研究業績」の提出は不要か。

答

「顕著な変化についての説明書」の提出がない場合でも、平成16～19年度の評価結果が、そのまま確定されるわけではありません。

基礎的なデータとして収集したデータ（大学情報データベース、「学部・研究科等の研究業績」）により、評価結果を変えるような顕著な変化があったか確認した後、確定します。

したがって、大学情報データベースへの入力や「学部・研究科等の研究業績」の提出は必ず行ってください。

問13 「評価結果の確定」において、「質の向上度」で、平成20年度以降に質が向上した取組があると判断する場合、「顕著な変化についての説明書」に新たな事例として記載し、提出することができるか。

答

著しく質が向上した事例があった場合は、提出することができます。

なお、「質の向上度」の段階判定については、平成16～19年度の評価で実施した各事例の判断結果を踏まえて総合的な判定を行う方式を踏襲します。（『評価作業マニュアル（平成20年4月）』P59～60を参照）

（「学部・研究科等の研究業績」）

問14 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を用いて、どのように評価を実施するのか。

答

「学部・研究科等の研究業績」は、分析項目Ⅱ「研究成果の状況」の段階判定を変えうるような顕著な変化があったかを機構が確認するための資料であり、大学情報データベースにおいて関連する項目がないため、法人に提出を求めるものです。

「学部・研究科等の研究業績」は、現況分析部会において、研究成果の質的な面から、分析項目Ⅱ「研究成果の状況」の段階判定を変えうるような顕著な変化があったか確認するために用います。

また、当該分析項目に関して、法人から「現況分析における顕著な変化についての説明書」が提出されている場合は、その確認結果と合わせて、総合的に判断します。

問15 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を作成するにあたり、選定する業績を卓越した水準にある業績「SS」に限る理由は何か。

答

分析項目Ⅱ「研究成果の状況」の段階判定を変えうるような研究業績は、その質的な面において、卓越した水準にある業績「SS」と考えられるため、「SS」に限定しております。

問16 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を作成するにあたり、「SS」と判断する業績を記載することになっているが、どのような基準で選定すればよいか。

答

法人は当該学部・研究科等の目的に照らして、学部・研究科等を代表する非常に優れた研究業績（当該分野において卓越した水準にある業績）を選定してください。「SS」の判断は、平成16～19年度の評価において、機構が示している「研究業績の判断基準」（『実績報告書作成要領（平成20年4月）』P11）に照らして、行ってください。

なお、平成16～19年度の評価では、法人から提出された「研究業績説明書」について判定を行ったところ、法人が行った判定結果と評価者が行った判定結果との一致率は、全体で50%強でした。

問17 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」に記載できる業績数に上限はあるか。

補足説明を追記（P8参照）

問18 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を作成するにあたり、「SS」に該当する業績がなかった場合はどうするのか。

答

「SS」に該当する業績がなかった場合、「学部・研究科等の研究業績の件数一覧」にその旨を記載し、提出してください。その際、機構では、平成20年度及び21年度は「SS」に該当する業績がなかったものとして判断し、分析項目Ⅱ「研究成果の状況」の段階判定を確認します。

問19 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を作成するにあたり、平成19年度以前に公表された業績で、平成20年度及び21年度に「SS」と判断できる根拠が得られた場合、例えば、著名な国際賞を受賞したものについて、提出することはできるか。

答

提出できます。ただし、提出する研究業績については、第1期中期目標期間（平成16～21年度）内に公表された業績に限ります。

（「現況調査表」）

問20 平成21年4月に設置された学部・研究科等は、現況調査表を提出する際、教育水準の分析項目Ⅳ「学業の成果」（観点4－1「学生が身に付けた学力や資質・能力」、観点4－2「学業の成果に関する学生の評価」）について、記載するのか。

答

平成21年4月に設置された学部・研究科等は、当該分析項目について、設置後1年間の実績について記載してください。

問21 平成22年3月末時点で卒業（修了）生を出していない学部・研究科等は、教育水準の分析項目Ⅴ「進路・就職の状況」（観点5－1「卒業（修了）後の進路の状況」、観点5－2「関係者からの評価」）について、現況調査表に記載するのか。

答

平成22年3月末時点、卒業（修了）生を出していない学部・研究科等は、当該分析項目について、記載する必要はありません。この場合は、機構では「判定しない」として扱うこととなります。

問22 平成22年3月にはじめて卒業（修了）生を出した学部・研究科等は、教育水準の分析項目V「進路・就職の状況」の観点5-2「関係者からの評価」について、現況調査表に記載するのか。

答

平成22年3月末時点、卒業（修了）生を出した直後であることから、該当する学部・研究科等は、この観点について記載する必要はありません。この場合は、機構では「判定しない」として扱うこととなります。

中期目標の達成状況評価と学部・研究科等の現況分析の関係について

問23 学部・研究科等の現況分析の結果が教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況評価にどのように反映されるのか。

答

平成16～19年度の評価の反映方法を踏襲します。（『評価作業マニュアル（平成20年4月）』P24）

【平成16～19年度の評価の反映方法】

現況分析の判定結果（分析項目）と、関連する中期目標（中項目）の段階判定を比較し、大きな乖離が見られる場合には、中期目標（中項目）の段階判定を1段階変更することができることとした。

（参 考）

○中期目標に関係する学部・研究科等の現況分析の分析項目
（国立大学法人の場合）

中期目標（大項目）	中期目標（中項目）	関係する現況分析の分析項目
1. 教育に関する目標	1. 教育の成果に関する目標	IV学業の成果、V進路・就職の状況
	2. 教育内容等に関する目標	II教育内容、III教育方法
	3. 教育の実施体制等に関する目標	I教育の実施体制
	4. 学生への支援に関する目標	
2. 研究に関する目標	1. 研究水準及び研究の成果等に関する目標	I研究活動の状況、II研究成果の状況
	2. 研究実施体制等の整備に関する目標	

2009.11.19 追加Q & A

学部・研究科等の現況分析について

(「学部・研究科等の研究業績」)

問17 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」に記載できる業績数に上限はあるか。

答

上限はありません。「学部・研究科等の研究業績」は、分析項目Ⅱ「研究成果の状況」に関連する基礎的なデータとして収集するため、提出する件数に制限は設けておりません。

【補足説明】 (2009.10.27 電子メールにて通知済)

平成16～19年度の評価においては、『実績報告書作成要領(平成20年4月)』P11に記載のとおり、「SS」及び「S」を選定し提出していただきました。その際の上限については、学部・研究科等の助教以上の専任教員数の50%を最大値としておりました。

「評価結果の確定」においても、この方法を踏襲し、平成16～19年度の評価で実施した方法と同様に「SS」及び「S」の選定を行ってください。その中から、今回は卓越した水準にある業績「SS」を記載してください。その「SS」の件数については、上記の範囲内で、制限を設けておりません。

なお、「評価結果の確定」における専任教員数は、平成21年5月1日の在籍数となります。

中期目標の達成状況評価について

(実施方針)

問24 平成16～19年度の評価の中期目標の達成状況評価において、小項目に関連する中期計画が1つしかなく当該計画が「良好」と判定されている場合、「積み上げ」方式によれば、小項目の段階判定は「非常に優れている」となるが、「良好」と判定されているのはなぜか。

答

小項目に関連する中期計画が1つしかなく当該計画が「良好」と判定されている場合には、「積み上げ」方式によれば小項目の段階判定は「非常に優れている」となります。しかし、当該小項目の内容に照らして、この判定に疑問を呈する評価者が多数いたことから、当該小項目の段階判定は、国立大学教育研究評価委員会で総合的に判断し、「非常に優れている」又は「良好」の判定を決定しております。

また、「評価結果の確定」においてもこの方針は踏襲します。

(「中期目標の達成状況報告書」)

問25 「平成16～19年度の評価結果(段階判定)を変えうるような顕著な変化」における「評価結果(段階判定)」とは、中期目標(小項目)、中期計画のどちらの段階判定を指すのか。

答

中期目標(小項目)の段階判定を指します。

問26 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」を作成するにあたり、「平成20年度及び21年度における実施状況」欄や「改善状況」欄に、根拠資料として、簡単な表や図を含めてよいか。

答

本文中に含めることはできません。

根拠を示す表や図は、必ず別添資料として「中期目標の達成状況報告書」の本文とは別に作成をお願いします。（「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価結果の確定に係る実施要項」P8参照）

学部・研究科等の現況分析について

（「現況分析における顕著な変化についての説明書」）

問27 「平成16～19年度の評価結果（段階判定）を変えうるような顕著な変化」における「評価結果（段階判定）」とは、分析項目、観点のどちらの段階判定を指すのか。

答

分析項目の段階判定を指します。

問28 「評価結果の確定」において、「質の向上度」に係る「現況分析における顕著な変化についての説明書」を作成するにあたり、記載方法はどのようにすればよいか。（「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価結果の確定に係る実施要項」P11）

答

事例番号及び事例名については、平成16～19年度の評価の際に記載したものを、「1. 分析項目名又は質の向上度の事例名」欄に転記してください。なお、関連する分析項目名については記載する必要はありません。

また、「評価結果の確定」において新たな事例を追加する場合は、平成16～19年度の評価で使用した事例番号に続けて、新たな番号を追加し記入してください。

【記載例】

現況分析における顕著な変化についての説明書（教育）研究

法人名 ○○大学 学部・研究科等名 ○○研究科

1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

事例3 「・・・・・・・・」

新たな事例を追加する場合：「平成16～19年度の評価」で記載した事例が3件の例

事例4 「・・・・・・・・」

2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

・・・・・・・・・・・・・・・・

問29 「評価結果の確定」において、「現況分析における顕著な変化についての説明書」を作成するにあたり、根拠資料を別添として提出することはできるか。

答

別添とすることはできません。

根拠を示す表や図等は、必ず「現況分析における顕著な変化についての説明書」の本文中に含めてください。（「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価結果の確定に係る実施要項」P10、11 参照）

（「学部・研究科等の研究業績」）

問30 「評価結果の確定」において、「学部・研究科等の研究業績」を作成するにあたり、選定した研究業績をどのような順番で記載すればよいか。

答

次の順番に並べて提出してください。

①細目番号順（昇順）

②一つの細目番号で複数の研究業績がある場合の順序

学術的意義に該当する業績

↓

社会、経済、文化的意義に該当する業績

中期目標の達成状況評価と学部・研究科等の現況分析の関係について

問31 問23において、学部・研究科等の現況分析の結果が、教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況評価に反映される条件として示されている「大きな乖離」とは何か。

答

「大きな乖離」とは、中期目標（中項目）の段階判定と、関係する現況分析の分析項目に係る全学部・研究科等の判定結果を比較して、それぞれの判定結果の間に2段階以上の差が、相当数の学部・研究科等において見られる場合が該当します。

その他

問32 「評価結果の確定」において、「中期目標の達成状況報告書」及び「現況分析における顕著な変化についての説明書」を作成するにあたり、資料・データ番号や資料・データ名の記載方法は、「実施要項」に示されている例によらなければならないのか。また、これらは字数制限の文字数に含まれるのか。
(「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価結果の確定に係る実施要項」P6、7、8、10、11)

答

資料・データ番号や資料・データ名の記載方法については、適宜各法人で任意に定めて記載して構いません。また、これらは字数制限の文字数には含まれません。

【本件に関する問い合わせ先】

独立行政法人

大学評価・学位授与機構 評価事業部 評価第2課

TEL : 042-307-1684 / 1686

E-mail:houjin2@niad.ac.jp